

児童虐待死亡事例検証報告書

平成29年7月

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置・里親審査部会

本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

はじめに

平成 27 年 8 月、母親が 2 人の子どもと心中する事件が仙台市内で発生した。また、平成 27 年 11 月には、母親が子どもを抱きかかえて海に飛び込み、心中を図る事件が発生した。

前者の事例は区役所で長期間にわたり濃密な支援を行ってきた母子であり、事件前にも家庭訪問等を行っていたものの、母親の自殺企図や心中の予兆を読み取ることはできなかつた。後者の事例は区役所の関わりは児童健診以外ではほとんどなく、継続支援対象にもなつていなかつた。

それぞれ背景は異なるものの、いずれも関係者にとって予期せぬ事件であり、介入の機会を掴むことは難しい事例であったと思われるが、結果として尊い命が犠牲となつてしまつたことは変えようのない事実である。

心中を含め児童虐待による死亡事例等については、必要な再発防止策を検討するため、地方公共団体において事実の把握や発生原因の分析等の検証を行うこととされている。失われた命を取り戻すことはできないが、事例を通して今後の児童虐待防止の取り組みが強化され、1 人でも多くの命を救うことにつながることを願うものである。

なお、本報告は、あくまでも児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添える。

目 次

はじめに

I 検証の目的	2
II 事例 1 の検証	2～8
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 検証の方法	
4 事件に至る経過	
5 事例 1 の検証を通じての問題提起	
III 事例 2 の検証	9～13
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 検証の方法	
4 事件に至る経過	
5 事例 2 の検証を通じての問題提起	
IV 問題解決に向けての提言	14
V 委員名簿	15
VI 検証会議の開催状況	15

I 検証の目的

虐待による児童の死亡事例について、事実の把握と発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

なお、この検証は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

II 事例 1 の検証

1. 事例の概要

平成 27 年 8 月 4 日、母親が自宅アパートで、長女（当時 10 歳）と長男（当時 3 歳）の首を絞めて殺害し、その後母親自身も自殺したもの。

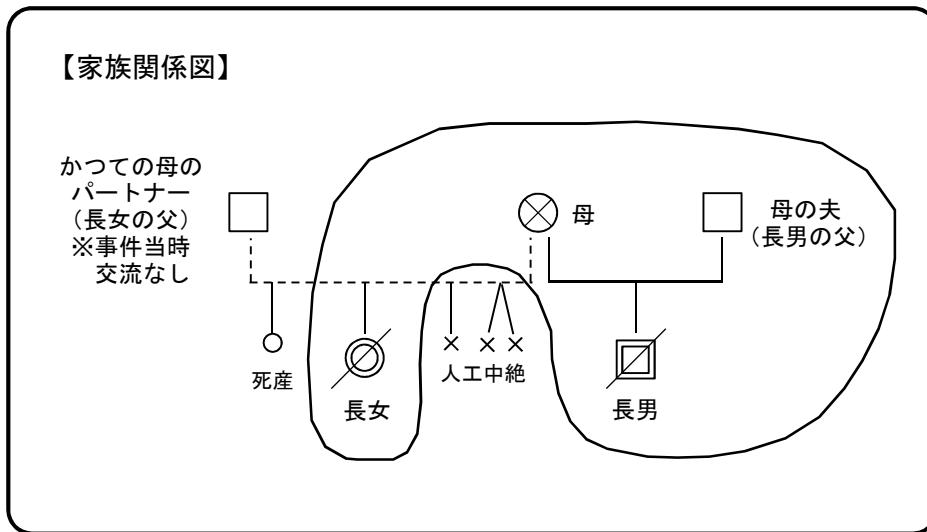
2. 家族の状況（年齢は事件当時）

母親（40 歳代）

母親の夫（長男の父）（40 歳代）

長女（10 歳）

長男（3 歳）



3. 検証の方法

事例 1 の検証にあたっては、警察署及び下記の関係機関からの資料提供又はヒアリング等により、情報の収集と整理を行った。

その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

- ① A 区役所母子保健担当課
- ② 仙台市立病院（母が長女と長男を分娩、母の精神科、内科、糖尿病・代謝内科の主治医）
- ③ H 精神科クリニック（事件当時の母の精神科の主治医）
- ④ I 病院（母が事件前に受診していた消化器内科の主治医）

4. 事件に至る経過

(註) □ は警察署へのヒアリングにより事件後に判明した内容である。

- 平成 12 年 6 月 後に母となる女性が、好きな男性との間の別れ話から睡眠薬を 120 錠服薬し手首を切ったが死ねず、ビルの 7 階から飛び降り自殺を図り、右大腿骨骨折、右上腕骨頸部骨折の重傷を負い、仙台市立病院に入院。生活保護開始。入院中イライラし神経科受診。安定剤と睡眠剤処方される。
 - 平成 14 年 11 月 某精神科クリニックからの紹介で、後に母となる女性と A 区精神保健担当課の保健師との関わりが開始。
 - 平成 15 年 5 月 20 日 後に母となる女性がパートナーと A 区母子保健担当課に来所。保健師が面談し、母子健康手帳交付。同区精神保健担当課の保健師も同席。
 - ・ 妊娠 5 か月。もともと生理不順だったので妊娠に気付かなかった。
 - ・ 不眠、イライラあり、精神科クリニック通院中。生活保護受給中。未入籍。
 - 平成 15 年 8 月 7 日 胎児胎内死亡、死産。
 - 平成 16 年 7 月 2 日 後に母となる女性が来所。看護師が面談し母子健康手帳交付（長女）。
 - ・ 前回妊娠と同じ未入籍のパートナーの子を妊娠。入籍はしない予定。
 - ・ パートナーからの DV あり。パートナーは酒を飲むと暴力的になり、言われるがままに性交渉の相手をしていた。今回の妊娠も望んだわけではない。
- (以後、A 区母子保健担当課、精神保健担当課、生活保護担当課等が連携して継続支援。)
- 平成 16 年 11 月 19 日 女性が仙台市立病院で長女を出産。38 週、自然分娩、2,888 g。出生時の異常なし。（この先、女性を「母」と表記。）
 - 平成 16 年 12 月 2 日 A 区母子保健担当課保健師による新生児訪問。同区精神保健担当課保健師も同行。
 - ・ 母、「幸せな気分」と言っており、精神的にも落ち着いている様子。
 - 平成 17 年 2 月 23 日 パートナーからの DV 続き、母、精神的に不安定となり児の養育できず。A 区精神保健担当課より児童相談所に連絡、長女が B 乳児院に緊急一時保護される。
 - 平成 17 年 3 月 8 日 母が C 病院精神科に入院。病名は解離性人格障害、アルコール依存、薬物依存。児童相談所にて長女を一時保護から措置に切り替え。措置中、母への精神的支援は精神保健担当課の保健師が継続することとなった。
 - 平成 17 年 3 月 17 日 A 区家庭相談員が同区精神保健担当課の担当者と病院を訪問し、母と面接。
 - ・ 母、パートナーと別れる決心がついた、と。
 - ・ 母、今後のパートナーからの暴力が怖いとのことで、DV 保護命令について説明。
 - 平成 17 年 4 月 4 日 A 区精神保健担当課保健師等が病院を訪問。入院中の母と面接したところ妊娠の相談あり、「迷うが長女を育てることを考えると中絶は仕方ない」と話す。
 - 平成 17 年 4 月 22 日 A 区家庭相談員の支援の下、DV 保護命令申立て。

- 平成 17 年 5 月 6 日 中絶手術。
- 平成 17 年 6 月 1 日 母、C 病院精神科を退院。友人の家で生活開始。
- 平成 17 年 6 月 21 日 母が D 区内のアパートに転居。これに伴い、A 区から D 区へ移管。
(以後、D 区母子保健担当課、精神保健担当課、A 区生活保護担当課等が連携して継続支援。)
- 平成 17 年 7 月 6 日 地区担当保健師が訪問で様子を見てもらうことを前提に、児童相談所が 7 月 7 日～8 日の長女の外泊を許可。
(以後、児童相談所の支援の下、月 1 回程度の長女の外泊を実施。)
- 平成 17 年 12 月 生活保護移管。D 区生活保護担当課が生活保護の担当となる。
(以後、D 区母子保健担当課、精神保健担当課、生活保護担当課、児童相談所等が連携して継続支援。)
- 平成 18 年 11 月 24 日 母より D 区母子保健担当課保健師に電話。母、「相談したいことがあるので来てほしい」とのこと。
 - ・ 何の相談か聞くと、「来てから話す」と。「妊娠したのでは?」と聞くと認め、「双子らしい」と話す。相手は前のパートナー。
- 平成 18 年 12 月 4 日 D 区母子保健担当課保健師、児童相談所職員が家庭訪問。
 - ・ 母、本日受診。出産予定日は平成 19 年 6 月 1 日。現在 14 週、双子。胎動有。
- 平成 18 年 12 月 27 日 母とパートナーが D 区母子保健担当課に来所。
 - ・ 医師と相談し、中絶することに決めたとのこと。1 月 4 日に入院予定。
- 平成 19 年 1 月 5 日 仙台市立病院で中絶手術。
- 平成 19 年 3 月 19 日 D 区母子保健担当課保健師と同区精神保健担当課保健師が家庭訪問。母のみ在宅。
 - ・ パートナー不在。母「仕事で」と言うが、何度も聞くと車上荒らしの疑いで逮捕され警察署に勾留中。2 月 23 日に警察が来て連行されたとのこと。4 月 9 日に裁判。
 - ・ 母、飲酒と安定剤を飲み記憶ないときあると。今は受診しておらず薬はない。
- 平成 19 年 5 月 14 日 D 区母子保健担当課保健師、児童相談所職員が家庭訪問。
 - ・ パートナーは懲役 1 年の判決。早くとも 8 か月と言われており、年内は帰れないだろう。どこの刑務所にいるのか分からぬ。今まで何でも頼ってきたので不在は困る、と話す。
- 平成 20 年 4 月 1 日 児童相談所が長女を B 乳児院から E 児童養護施設へ措置変更。
- 平成 20 年 4 月 25 日 警察署での DV 対応相談後、D 区児童相談員と児童相談所職員が、母から「話がある」とことで相談を受ける。
 - ・ 中学時代の同級生である男性（後に夫となる男性）から求婚された。男性は母の状況を全て知っている。母としても結婚したいと思っている。
 - ・ 児童相談所から、結婚してもすぐに長女の家庭復帰にはならず、生活環境やその男性と面接をして見極めてからになると説明。

- 平成 20 年 5 月 29 日 母の生活保護廃止。
- 平成 20 年 6 月 母が A 区内へ転居。
- 平成 20 年 7 月 30 日 母が現在の夫と入籍。長女の養子縁組も行う。
- 平成 20 年 8 月 13 日 D 区母子保健担当課から A 区母子保健担当課へ支援記録を送付。
(以後、A 区母子保健担当課、精神保健担当課、児童相談所等が連携して継続支援。)
- 平成 20 年 10 月 21 日 長女が D 区母子保健担当課で 3 歳児健診を受診。
- 平成 21 年 3 月 25 日 母、再婚し落ち着いた生活を過ごしており、長女との関係も良好であることから、児童相談所が長女の措置を解除。長女を A 区の要保護児童台帳に登載。
(以後、A 区母子保健担当課、精神保健担当課、児童相談所、市立病院等が連携して継続支援。家庭訪問は概ね月 1 回の頻度で A 区母子保健担当課の保健師が継続実施。)
- 平成 21 年 4 月 長女が F 保育園に入園。
- 平成 22 年 11 月 9 日 長女の小学校就学に向け、A 区母子保健担当課、精神保健担当課、児童相談所、F 保育園、主任児童委員、市立病院、G 小学校の関係者が参集し、ケース検討会を実施。各機関で連携し支援することを確認。
- 平成 23 年 4 月 長女が G 小学校に入学。
- 平成 24 年 2 月 1 日 母の夫が A 区母子保健担当課に来所。妊娠届を提出し、母子健康手帳(長男)の代理交付を受ける。母を特定妊婦として A 区の要保護児童台帳に登載。
- 平成 24 年 4 月 長女が小学校 2 学年に進級。
- 平成 24 年 6 月 25 日 長女が問題なく小学校に通学できていることから、長女を A 区の要保護児童台帳から削除。
- 平成 24 年 7 月 13 日 仙台市立病院で長男を出産。37 週、緊急帝王切開、体重 2,895 g。新生児に黄疸あり、口唇口蓋裂あり。
- 平成 24 年 7 月 20 日 母子が退院。市立病院から A 区母子保健担当課に情報提供あり。
- 平成 24 年 8 月 2 日 A 区母子保健担当課による新生児訪問。
- 平成 25 年 4 月 長女が小学校 3 学年に進級。長男は生後 8 か月に。
- 平成 25 年 5 月 24 日 A 区母子保健担当課保健師が家庭訪問。玄関で母、長男と面会。
(以後、A 区母子保健担当課保健師が概ね 2~3 か月に 1 回の頻度で家庭訪問を継続。)
- 平成 26 年 1 月 22 日 長男が A 区役所で 1 歳 6 か月児健診を受診。
- 平成 26 年 2 月 25 日 母を A 区の要保護児童台帳(特定妊婦)より削除。
- 平成 26 年 3 月 10 日 母が市立病院糖尿病・代謝内科を受診。以後、受診なし。
- 平成 26 年 4 月 長女が小学校 4 学年に進級。長男は 1 歳 8 か月に。

- 平成 26 年 4 月 25 日 A 区母子保健担当課保健師が家庭訪問。母、長男、父が在宅。
- 平成 26 年 8 月 27 日 A 区母子保健担当課保健師が家庭訪問。母、長男が在宅。
- 平成 26 年 12 月 15 日 母が市立病院精神科を受診。睡眠剤を処方される。
 - ・ 次年度以降、市立病院で精神科外来を閉めることに伴い某クリニックを紹介されたが、母、主治医と合わなかつたと話す。
- 平成 27 年 1 月 19 日 母が市立病院精神科を受診。睡眠剤を処方される。
 - ・ 母、「年末年始は大丈夫でした。なんとか過ごせました」と話す。
- 平成 27 年 1 月 23 日 A 区母子保健担当課保健師が家庭訪問。母、長男が在宅。
 - ・ 母、体調まづまづだが腰痛はある。2 歳 6 か月児歯科健診未健だが、長男や母の受診等を優先したい。夫の都合もあるため今年度中の 2 歳 6 か月児歯科健診受診は無理、と話す。
 - ・ 新しい年度の 2 歳 6 か月児歯科健診日程が出たらお知らせすることとした。
- 平成 27 年 2 月 16 日 母が市立病院精神科を受診。
 - ・ 母、「特に変わりない」と話す。4 月以降の通院先として近隣のクリニックを紹介。
- 平成 27 年 3 月 16 日 母が市立病院精神科を受診。
 - ・ H 精神科クリニックへの紹介状を母に渡す。
 - ・ 診断名「うつ状態」。「ここ 4、5 年は家族の支えもあり、下記の薬のみで症状は軽減している。時折、ストレスが対応可能な範囲を超えることがあるが、支持的に接することで対応可能な状態」。処方薬「ハルシオン」。
- 平成 27 年 4 月 長女が小学校 5 学年に進級。長男は 2 歳 8 か月に。
- 平成 27 年 5 月 12 日 母が H 精神科クリニックを初診。診断名は「うつ状態、不眠症」。以後、概ね週 1 回程度の頻度で通院。夫や子どもを伴うこともあった。
- 平成 27 年 6 月 23 日 H 精神科クリニックから市立病院精神科に紹介状の返事あり。診断名は「うつ状態・不眠症」。
- 平成 27 年 6 月 26 日 母、腰の痛みがひどくなり I 病院消化器内科を受診。検査を勧められたが「時間がない」と話し、痛み止めのみ受け取り帰宅。
- 平成 27 年 6 月 29 日 母から J 区母子保健担当課保健師（かつての担当保健師）に電話。
 - ・ 母、I 病院を受診した。I 病院では全身が悪いと言われ入院を勧められたが、子どもがいるから無理と拒否したと。
- 平成 27 年 6 月 30 日 J 区母子保健担当課保健師からの情報提供を受け、A 区母子保健担当課保健師が母に電話。7 月 1 日の訪問を約束。
- 平成 27 年 7 月 1 日 母から A 区母子保健担当課に電話あり。
 - ・ 弱々しい声で「体が痛い」と。昨日夜間に急患センターへ行ったが、I 病院へ本日行くので訪問はしないでほしいと話す。訪問延期。
- 平成 27 年 7 月 1 日 母、I 病院消化器内科を受診。検査したところ胆石が見つかり、入院し手術することを勧められ、7 月 8 日の入院を予約。

- 平成 27 年 7 月 2 日 A 区母子保健担当課保健師より母に電話。
 - ・ 体調を聞くと「大丈夫です」と。昨日の痛みの原因を聞くがわからないと話す。
 - ・ 訪問を提案したが 7 月 3 日は市立病院の内科受診のため今週の訪問は不可とのこと。来週で日程調整をしようとする「ちょっと…」とやや拒否的。
- 平成 27 年 7 月 3 日 夫が市立病院内科を受診し薬の処方のみ受ける。母は腰が痛く来院できず。
- 平成 27 年 7 月 4 日 母が I 病院消化器内科に電話し入院をキャンセル。
 - ・ 本人、「子どもの預け先がない。入院費も払えない。このまま死んでも仕方ないと思っている。申し訳ないが入院はキャンセルしたい」と話す。
 - ・ 電話を受けた医師が、「適切な治療をしないと危ない」と説明し、入院費についても相談に乗ることができる旨を伝えたが、本人は「それでも仕方がない。痛くなったらまた受診します」と話し電話を切る。
- 平成 27 年 7 月頃 母、夫に対し体調不良を訴え、「私は死ぬ」「死ぬときには子どもを連れて行く」、「自殺サイトに苦しまずに死ねる方法が載っている」などと話すようになる。
- 平成 27 年 7 月 9 日 A 区母子保健担当課保健師が約束なく家庭訪問。電気メーターは動いているが、インターホンを押しても声をかけても出てこない。置き手紙をして訪問終了。
- 平成 27 年 7 月 15 日 A 区母子保健担当課保健師から母に電話。7 月 24 日に訪問へ。
- 平成 27 年 7 月 21 日 A 区母子保健担当課保健師から母に電話。7 月 24 日家庭訪問の変更をお願いしようとしたがつながらず。
- 平成 27 年 7 月 24 日 A 区母子保健担当課保健師から市立病院精神医療相談室に電話。直近の母子の状況について情報交換。
- 平成 27 年 7 月 24 日 A 区母子保健担当課保健師が家庭訪問。母、長女、長男が在宅。
 - ・ 今回は主に母の体調について話す。体調が悪いときや大変な状況のときには一緒にどうしたらよいか考えたいので連絡をするよう依頼。長女にも、困ることがあった際には連絡してほしいと伝える。長男の 3 歳児健診前に訪問すること伝え、了解を得た。
- 平成 27 年 7 月末頃 母、カーテンレールに紐をかけて自殺を図ったが外れて失敗。夫に対して「コツはつかんだ」「子どもたちも連れて行くことにした」などと話す。
- 平成 27 年 8 月 3 日 母の夫が H 精神科クリニックに来院、母の薬を受け取る。主訴は「眠れない」というものであり、希死念慮についての話は出ず。
- 平成 27 年 8 月 4 日
 - ・ 母の夫の出勤前、母が夫に「お金がない、なんとかしてよ」と話す。
 - ・ 母の夫の出勤後、母が夫に「お金はやっぱり必要です。オムツも洗剤も焼酎もないです」といった内容のメールを送信。
 - ・ 正午頃、母が自宅寝室で長女、長男を殺害。後に自殺。

5. 事例1の検証を通じての問題提起

(1) 精神疾患を有する保護者への対応

母親には過去に数度の自殺未遂があり、支援にあたっては精神保健担当課との連携も図られていたが、特に結婚後は母親の状態も安定していたことなどから、事件直前の時点で精神保健担当の関わりは薄くなっていた。

自殺企図等の過去の行為から心中のリスクも考えられることを念頭に置きながら支援が行われていれば、母親のストレスが高まったときに介入する機会が掴めた可能性もあったのではないか。

(2) 家族への働きかけ

母子の支援を行っていた各関係機関では、母親が心中を企図していることを全く把握できなかつたが、家庭の中では母親に自殺の予兆を感じさせる言動があったことが事件後の夫の証言で明らかになった。

母親の言うことを夫が信じていなかつたとも考えられるが、もしどこかの機関が夫から母親の言動について相談を受けていたら、事件を回避できた可能性もあったのではないか。

(3) 要保護世帯への支援の際の関係機関との連携

各関係機関では、それぞれが当該家庭に対する問題意識や違和感を持っていたが、そのことだけをもって介入するほどの緊急性もなく、具体的な動きにつながることはなかつた。

それぞれの機関が持っている問題意識や違和感が相互に共有され、その情報が集約されていれば、行政においてリスクの高まりを把握し介入ができた可能性があつたのではないか。

III 事例 2 の検証

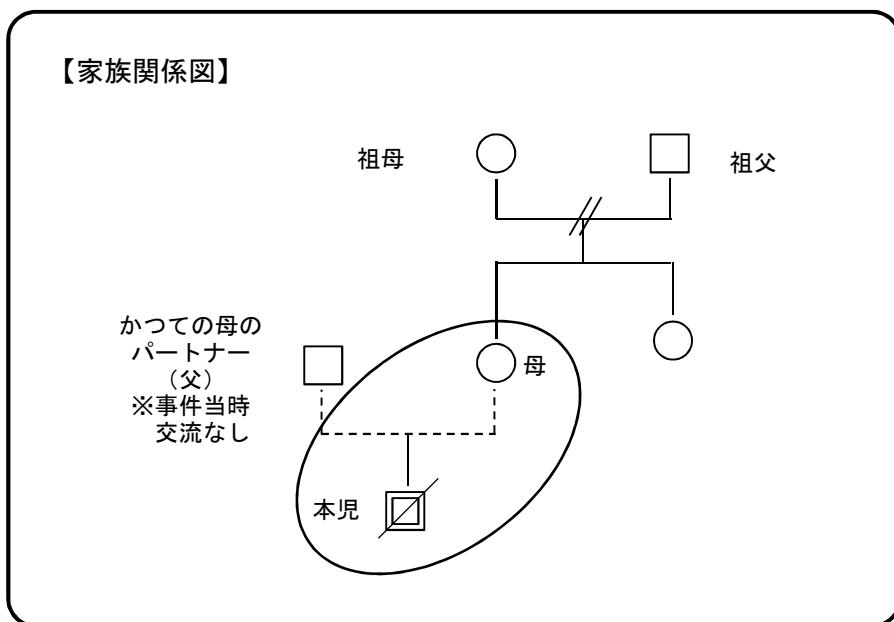
1. 事例の概要

平成 27 年 11 月 14 日、仙台市内在住の母親が、県内 R 町内の堤防に係留されていた小型船から 3 歳の長男を抱いて海に飛び込み、溺れさせて殺害したもの。

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

母親（20 歳代）

本児（3 歳男児）



3. 検証の方法

事例 2 の検証にあたっては、刑事裁判の傍聴のほか、下記の関係機関からの資料提供又はヒアリング等により、情報の収集と整理を行った。

その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

- ① N 区役所母子保健及び児童福祉担当課
- ② Q 区役所母子保健担当課
- ③ M 保育園
- ④ O 保育園
- ⑤ P 保育園

4. 事件に至る経過

(註) □ は裁判の傍聴により事件後に判明した内容である。

- 平成 24 年 3 月 30 日 母親が、後に被害児となる長男を仙台市外の K 病院で出産。
 - ・ 母親は当時 19 歳で、県内 L 町の父方実家に在住。未入籍。
 - ・ 児は在胎 40 週、3,386 g で出生。出生時の異常なし。
- 平成 25 年 4 月 児が仙台市内の M 保育園（認可外保育施設）に入園。児の通園中、特筆すべきエピソードや保育料の滞納等なし。
- 平成 25 年 5 月 29 日 母子が仙台市 N 区内に転入。母の実父の勤務先の社宅として借り上げられていた物件であり、当初は 3 人で生活。2~3 か月後に同じアパートにもう 1 室を借りることとなり、母子 2 人での生活となる。アパートの賃料は母の実父が負担。
- 平成 25 年 5 月 30 日 母子が N 区役所に来所。県内 L 町より転入とのことで、児童福祉担当課で児童扶養手当を申請したが、母の実父が受給者となっていたため手続きを保留し、母子保健担当課での転入手続きをを行う。
 - ・ 母は派遣社員。児は 1 歳 2 か月で、M 保育園に通園中。
 - ・ 妊娠 30 週過ぎに産婦人科を初診。気付いていたが予定外のため受診が遅れた。パートナーとは連絡を取っておらず、養育費ももらっていない。
- 平成 25 年 6 月 20 日 母親が N 区児童福祉担当課に来所し児童扶養手当申請。
- 平成 25 年 8 月 28 日 母親が N 区児童福祉担当課に来所し児童扶養手当の現況届を提出。
- 平成 25 年 12 月 3 日 母親がアルバイトを開始。
- 平成 25 年 12 月 19 日 母子が N 区母子保健担当課に来所し、1 歳 6 か月児健診を受診。本来の案内日程に来所せず、未健者通知送付後に来所。
- 平成 26 年 5 月 1 日 児が市内の O 保育園（せんだい保育室^{※1}）への通園開始。児の通園中、特筆すべきエピソードや保育料の滞納等なし。
- 平成 26 年 7 月 31 日 母子が N 区内で転居。転居先のアパートは前のアパートと同様に、母の実父の勤務先の社宅として借り上げられていた物件であり、アパートの賃料は母の実父が負担。契約は 1 年間。

※1) せんだい保育室 … 仙台市が独自に保育料・保育環境・保育時間等に一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を認定し仙台市が助成する認可外保育施設。

- 平成 26 年 8 月 27 日 母親が N 区児童福祉担当課に来所し児童扶養手当の現況届を提出。
- 平成 27 年 1 月 13 日 母子が N 区母子保健担当課に来所し、2 歳 6 か月児歯科健診を受診。本来の案内日程に来所せず、未健者通知送付後に来所。
- 平成 27 年 2 月 1 日 O 保育園が小規模保育事業^{※2} へ移行することに伴い、年齢的に対象外となってしまうことから、市内の P 保育園（せんだい保育室）への通園を開始。児の通園

中、特筆すべきエピソードや保育料の滞納等なし。

- 平成 27 年 8 月 アパートの契約期間満了に伴い、母子が以前住んでいた N 区内のアパートに戻るも、実父が勤務先から退去を求められ、転居先を探すようになる。
- 平成 27 年 8 月 出会い系サイトの掲示板で、母子がこの先同居することとなる男性と知り合う。
- 平成 27 年 9 月 7 日 市内中心部のレストランで、男性と初めて会う。
- 平成 27 年 9 月 28 日 N 区母子保健担当課より 3 歳児健診の案内通知を送付するが、翌々日、宛所不明で返却される。
- 平成 27 年 9 月 30 日 母子がアパートを退去し、Q 区内在住の男性との同居生活を開始。賃料は男性が負担。6畳一間の部屋をソファで区切って暮らし、男性とは会話もほとんどなし。
- 平成 27 年 10 月 1 日 N 区母子保健担当課より母の携帯電話に電話。メッセージを残したところ母から電話あり、「Q 区内に住所を移した」とのこと。Q 区役所で 3 歳児健診を受診するよう勧奨。
- 平成 27 年 10 月 2 日 Q 区母子保健担当課に母のみ来所し、3 歳児健診の受診日を 10 月 14 日で予約。訴え等特になし。身なりや態度に気になる点なし。
- 平成 27 年 10 月 6 日 N 区母子保健担当課から Q 区母子保健担当課にケース移管。
- 平成 27 年 10 月 14 日 3 歳児健診の予定だったが母子来所せず。(健診未受診者に対しては通常、約 2 か月後に未健者通知を送付することとしており、直後の連絡はせず。)

※2) 小規模保育事業 … 主に生後 8 週間から 3 歳未満の児を対象とした、定員 6 人以上 19 人以下の少人数の保育施設において保育を行う事業。児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定。

- 平成 27 年 10 月下旬 母子が同居の男性から 11 月 14 日までの退去を求められる。
- 平成 27 年 11 月上旬 母親が借金仲介掲示板サイトで借金を画策するも、最終的に借金はせず。
- 平成 27 年 11 月 10 日 母親の給料日。9 万円程度の給料が入ったが、6 万円程度がカードの支払い引き落とされる。
- 平成 27 年 11 月 10 日 母親が実父から「財布を落として金がないから 1~3 万円くらい貸してくれ」とのメールを受け取る。母は翌日、「ごめん、うちもお金ないんだ」と返信。
- 平成 27 年 11 月 14 日
 - ・ 午後 4 時 13 分頃、母子が Q 区内の男性宅を出て仙台駅に向かう。
 - ・ 午後 5 時過ぎ頃、母親が男性に「実家に帰ることになった。荷物はしばらく置かせてもらいたい」との内容をメールで連絡する。
 - ・ 午後 5 時 25 分頃、仙台駅で切符を購入し電車に乗車。
 - ・ 午後 6 時 30 分頃、宮城県 R 町内の駅で下車し、目的もなく歩いた後、海へ向かう。

- ・ 午後 8 時頃、母親が海岸の堤防に係留されていた小型船から長男を抱きかかえて海に飛び込み、足のつかないところで長男の着衣をつかみ続けて海中に沈める。その後、母親は自らも海に沈もうとしたができず、長男を抱いて近くの桟橋に係留されていたボートから陸に上がり、近くの交番へと向かう。
- ・ 午後 9 時 10 分頃、母親が児を抱きかかえて交番に出頭し、警察官に助けを求める。児は顔面蒼白で心肺停止状態。母は「一緒に海に飛び込んだが死にきれなかった」と話す。
- ・ 午後 9 時 12 分頃、交番の警察官が 119 番通報し、児に心臓マッサージを行う。
- ・ 午後 9 時 17 分頃、救急隊員が到着し、心臓マッサージと人工呼吸を行う。
- ・ 午後 9 時 59 分頃、救急車が病院に到着。児は依然として心肺停止状態であり救急隊員から病院職員に蘇生措置が引き継がれる。

□ 平成 27 年 11 月 15 日

- ・ 午前 0 時 45 分頃、溺水による窒息により本児死亡。

5. 事例 2 の検証を通じての問題提起

(1) 孤立傾向のある子育て世帯への支援

母親は困ったことを相談できる相手がおらず、SOS が出せないままに自分一人で対処を続け、最後には「子どもと一緒に海に飛び込む」という判断をしてしまった。母親自身には実家を頼るという選択肢もなかったようであるが、同様の事情を持つ家庭は珍しくはない。

家族や親戚等に相談できない場合でも、母親が信頼して相談できる人や機関があれば、母親の行動を変えられた可能性があったのではないか。

(2) 経済的问题への対応

母親はひとり親であり、実父の支援がないわけではなかったが、経済的に苦しい状況が続いている、事件を引き起こした当日には所持金もほとんどなく、住むところもない状態に陥っていた。

母親や周囲の人が、経済的問題を抱えたときの相談先や対処方法を知っていれば、母親が最悪の選択をすることを避けられたのではないか。

(3) 望まない妊娠を防ぐための取り組み

母親は 10 代で妊娠し未婚のまま母親となり、相手の男性からの経済的援助もなく、アルバイト等をしながら子どもを育てていた。

思いがけない妊娠によって、家庭の経済的基盤が不安定になった典型的な事例だったのではないか。

IV 問題解決に向けての提言

今回の事例検証を通して、以下の 5 点を提言する。なお、括弧内はそれぞれの事例で挙げた課題と対応している。

1. 精神疾患を有する保護者への支援の質の向上（事例 1-(1)）

精神疾患を有する保護者への対応は母子支援の中においても重要な課題として認識されている。そのため市は、母子支援に携わる職員の精神保健に関する知識や実践レベルの向上、精神保健部門や精神科医療機関との連携強化など、組織的な支援力を高められるような取り組みを進める必要がある。

2. 家族への働きかけの重要性の理解（事例 1-(2)）

支援対象となる母や子とのコミュニケーションがとれている場合であっても、家庭内のキーパーソンとなる人物に対する働きかけが重要な場合がある。問題が複雑で対応が難しい対象者を支援する場合には、支援者はそのことを特に理解するとともに、キーパーソンとなる人物と良好な関係性を保てるよう努力する必要がある。

また、市は総合的な自死対策施策の中で、家族が相談可能な相談先についてさらなる周知を図る必要がある。

3. 関係機関との情報共有の強化（事例 1-(3)）

複雑な問題を抱える世帯ほど、関わりを持つ機関が多くなる傾向があるが、各機関が持っている情報や小さな問題意識を集約することにより、重要なサインを把握できる可能性が高まると考えられる。

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正により、児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者が要保護児童や特定妊婦等と思われる者を把握したときは、当該者の情報を市町村に提供するよう努めることと規定された。市はそのことを医療機関等に十分周知し、関係機関との連携の一層の強化を図る必要がある。

4. 育児の孤立化の防止（事例 2-(1)）

市は、乳幼児健診など多くの母親と直接会う機会の活用などにより、育児の相談先がない又は少ない人の把握に努め、必要な支援に結びつける努力が必要である。

また市は、SOS の発信が苦手な人や行政に対して拒否感を持つ人もいることを考慮し、多様な機関で相談を受けられる体制を整えることが必要である。

5. 望まない妊娠を防ぐための啓発と相談先の周知（事例 2-(2)、2-(3)）

経済的に安定した環境で子育てをする上でも、望まない妊娠や思いがけない妊娠を防ぐことは重要であり、市は思春期の保健健康教育や若年層への啓発を充実させるとともに、望まない妊娠に関する相談先や経済的問題を抱えた場合の支援策等についての周知を進める必要がある。

V 委員名簿

仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

部会長	坂口 真理子	仙台弁護士会
副部会長	村田 祐二	仙台市医師会（仙台市立病院副院長）
委 員	飯島 典子	聖和学園短期大学保育学科准教授
委 員	酒井 恵	仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員
委 員	佐野 睦郎	仙台市児童養護施設協議会
委 員	塩野 悅子	宮城大学看護学部教授
委 員	中嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会长
委 員	松岡 尚敏	宮城教育大学教育学部教授（※平成29年4月委員就任）

VI 検証会議の開催状況

第1回 平成28年7月8日（事例1・第1回／事例2・第1回）

- ・検証の目的等について
- ・検証対象事例の概要について（事例1及び事例2）
- ・検証の進め方等について

第2回 平成28年9月9日（事例1・第2回）

- ・事例1の事実経過の確認
- ・追加ヒアリング実施についての意見交換
- ・事例1における課題の抽出

第3回 平成28年11月11日（事例2・第2回）

- ・事例2の事実経過の確認
- ・追加ヒアリング実施についての意見交換
- ・事例2における課題の抽出

第4回 平成29年1月13日（事例1・第3回）

- ・事例1に係る追加ヒアリング等の結果について
- ・事例1に係る課題の整理及び改善策の検討

第5回 平成29年3月10日（事例2・第3回）

- ・刑事裁判傍聴結果の報告
- ・事例2に係る課題の整理及び改善策の検討

第6回 平成29年5月12日（事例1・第4回／事例2・第4回）

- ・検証報告書（案）の検討

第7回 平成29年7月14日（事例1・第5回／事例2・第5回）

- ・検証報告書の決定